**令和２年度　居宅介護支援事業所実地指導における指摘事項について**

資料１

小山市　地域包括ケア推進課

　令和２年度につきましては、令和２年４月から令和３年３月までの期間に１０事業所を対象として、指導を行いました。今年度指摘があった内容は下記の通りとなります。

　なお、例年は事業所を訪問しての実地指導を実施しておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、今年度は書面による指導を実施しております。

※根拠法令については下記のとおりです。

・「支援基準」：「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」

　　　　　　　（平成11年3月31日厚生省令第38号）

・「解釈通知」：「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」

　　　　　　　（平成11年7月29日老企第22号）

・「算定基準」：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

　　　　　　　（平成12年2月10日厚生省告示第19号）

・「留意事項」：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する

費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

（１）運営に関する基準

|  |  |
| --- | --- |
| 指摘 | 【従業者の員数】  介護支援専門員の員数については、利用者の数が３５又はその端数を増すごとに１とされているが、利用者の人数に対して介護支援専門員の員数が不足している。 |
| 指導内容 | 業務負担等も考慮の上、職員の配置や業務量について調整を行うこと。 |
| 根拠  法令 | ・支援基準　第2条  ・解釈通知 |
| 指摘 | 【内容及び手続きの説明及び同意】  利用者に交付している重要事項説明書について内容に記載漏れや誤りがある。 |
| 指導内容 | 居宅介護支援の提供の開始に際しては、利用申込者・家族に対し、下記の内容を説明する必要があるため、重要事項説明書等に記載した上で十分に説明を行うこと。  【重要事項説明書に記載が必要な項目】  ①運営規程の概要  ・事業の目的及び運営方針  ・営業日及び営業時間  ・指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額  ・通常の事業の実施地域  ・その他運営に関する重要事項  ②介護支援専門員の勤務の体制  ③秘密の保持  ④事故発生時の対応  ⑤苦情処理の体制等 |
| 根拠  法令 | ・支援基準　第4条  ・解釈通知 |
| 指摘 | 【内容及び手続きの説明及び同意】  利用者が複数の居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができることや、ケアプランに位置付けた居宅サービス事業者の選定理由の説明を求めることが可能であることを説明する必要があるが、重要事項説明書等への記載が不十分である。 |
| 指導内容 | 必要な事項を重要事項説明書等に記載した上で、確実に説明を行い、書面で同意を得ること。 |
| 根拠  法令 | ・支援基準　第4条  ・解釈通知 |
| 指摘 | 【指定居宅介護支援の基本取扱方針】  指導実施時点において自己評価を行っていない。 |
| 指導内容 | 居宅介護支援の提供にあたっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る自己評価の取り組みを行う必要があるため、原則として一年に一度自己評価を実施すること。 |
| 根拠  法令 | ・支援基準　第12条  ・解釈通知 |
| 指摘 | 【運営規程】  利用者に交付している運営規定について、内容に記載漏れや誤りがある。  また重要事項説明書の記載内容と差異がある。 |
| 指導内容 | 運営規程については、指定居宅介護支援事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程として次に掲げる事項を定めるものとする。  一　事業の目的及び運営の方針  二　職員の職種、員数及び職務内容  三　営業日及び営業時間  四　指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額（利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等）  五　通常の事業の実施地域  六　その他運営に関する重要事項  記載内容の修正等を行い、修正後は変更届をもって小山市へ届け出ること。 |
| 根拠  法令 | ・支援基準　第18条  ・解釈通知 |
| 指摘 | 【秘密保持】  介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならないが、必要な措置が不十分である。 |
| 指導内容 | 指定居宅介護支援事業者は、秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じなければならない。秘密保持の誓約を違反した場合についても必要な措置を講じること。 |
| 根拠  法令 | ・支援基準　第23条  ・解釈通知 |
| 指摘 | 【秘密保持】  サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならないが、文書による同意を得ていない。 |
| 指導内容 | 利用者及びその家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書により同意を得ること。 |
| 根拠  法令 | ・支援基準　第23条  ・解釈通知 |
| 指摘 | 【会計の区分】  事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならないが、区分されていない。 |
| 指導内容 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分すること。 |
| 根拠  法令 | ・支援基準　第28条  ・解釈通知 |
| 指摘 | 【変更の届出等】  介護支援専門員の変更に伴う変更届が提出されていない。 |
| 指導内容 | 変更届に、勤務形態一覧表、（主任）介護支援専門員証、介護支援専門員一覧表を添付して速やかに提出すること。 |
| 根拠  法令 | ・介護保険法　第75条  ・介護保険施行規則　第133条 |
| 指摘 | 【指定通知の掲示】  指定居宅介護支援事業所の指定及び指定の更新を受けた旨の通知の掲示がされていない。 |
| 指導内容 | 指定通知を事業所の見やすい場所に掲示すること。 |
| 根拠  法令 | ・小山市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則　第4条 |

（２）介護報酬に関する基準

|  |  |
| --- | --- |
| 指摘 | 【特定事業所集中減算の取り扱い】  特定事業所集中減算の算定に係る事項を記載した書類を作成し、算定の結果80％を超えていたが、市に書類を提出していない。 |
| 指導内容 | 算定の結果80％を超えていた場合は、やむを得ない事情の有無に関わらず、市に書類を提出すること。  また、提出していない期間の書類については、速やかに提出すること。 |
| 根拠  法令 | ・算定基準  ・留意事項 |
| 指摘 | 【特定事業所加算の取り扱い】  特定事業所加算を算定しているが、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施期間等について、次年度の計画を定めていない。 |
| 指導内容 | 毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めること。  また、管理者は研修目標の達成状況について、適宜確認し、必要に応じて改善措置を講じること。 |
| 根拠  法令 | ・算定基準  ・留意事項 |
| 指摘 | 【退院退所加算】  退院・退所加算（Ⅰ）ロ、（Ⅱ）ロ、（Ⅲ）を算定しているが、「退院時共同指導料２の注３の要件」を満たすカンファレンスを実施していない。 |
| 指導内容 | 「退院時共同指導料２の注３の要件」に記載されたカンファレンスついては、入院中の保険医療機関の保険医が、下記の関係者のうちいずれか３者と共同して指導を行うとされている。  ・利用者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医若しくは看護師等  ・保険医である歯科医師若　しくは歯科衛生士  ・保険薬局の保険薬剤師  ・訪問看護ステーションの　看護師等（准看護師を除く。）  ・居宅介護支援事業者の介　護支援専門員  　加算を算定したケースについて、算定要件を満たしていたか確認し、算定要件を満たしていないものについては、過誤調整を行うこと。 |
| 根拠  法令 | ・算定基準  ・留意事項 |

（３）居宅サービス計画作成にあたっての指導の指導・助言

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 【アセスメントの実施】  アセスメントの実施にあたり、原則として利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うことが必要となっているが、貴事業所においてはその記録が一部確認できないものがあった。  　アセスメントの記録については、一連のケアマネジメントを行っていることを示す重要な書類であることから、確実に記録を作成すること。 |
| 根拠  法令 | ・支援基準　第13条  ・解釈通知 |
| 内容 | 【アセスメントの実施】  居宅サービス計画を変更する際には、原則として支援基準に規定された「居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務」を行うことが必要となっている。  　利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握（アセスメント）を再度行うにあたり、貴事業所では一部の記録が確認できない事例が見受けられた。厚生労働省が示した課題分析標準項目について漏れなく確認し、その内容については確実に記録に残すようにすること。 |
| 根拠  法令 | ・支援基準　第13条  ・解釈通知 |
| 内容 | 【目標（長期目標・短期目標）の設定について】  居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等やその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決するべき課題の把握が必要となる。  　貴事業所においては、居宅サービス計画の２表の短期目標が指定介護サービスの内容になっている事例が確認できたので、生活全般の解決すべき課題を把握し、利用者本人の目標を定めていただくように検討すること。 |
| 根拠  法令 | ・支援基準　第13条  ・解釈通知 |
| 内容 | 【栄養スクリーニング加算について】  栄養スクリーニングの算定に係る栄養状態に関するスクリーニングは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われる。  　貴事業所においては、居宅サービス計画に栄養スクリーニングが必要な理由が確認できない事例があったので、ケアマネジメントの一環として栄養スクリーニングの必要性について検討した上で、必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載するようにすること。 |
| 根拠  法令 | ・支援基準　第13条  ・解釈通知 |
| 内容 | 【主治医等への居宅サービス計画の交付】  利用者が訪問看護等の医療サービスの利用を希望している場合は、主治医等の意見を求めた上で居宅サービス計画を作成し、その居宅サービス計画を主治医等に交付する必要がある。  　貴事業所においては、居宅サービス計画を交付した際の記録が確認できなかったので確実に交付し、支援経過等に記載するようにすること。 |
| 根拠  法令 | ・支援基準　第13条  ・解釈通知 |
| 内容 | 【福祉用具貸与について】  居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合は、利用の妥当性を検討し、居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載する必要がある。  　貴事業所においては、居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由の記録が確認できない事例があったので、福祉用具貸与を受ける必要性について検討した上で、必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載するようにすること。 |
| 根拠  法令 | ・支援基準　第13条  ・解釈通知 |